Tweet

令和８年４月21日
金融庁
内閣府地方創生推進事務局

「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布及びパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」につきまして、令和８年２月27日（金曜）から令和８年３月29日（日曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、１件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、（別紙１）を御覧ください。

１．改正の概要

国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業の実施主体として区域計画に定められた者（国家戦略特別区域内に主たる営業所・事務所を有する者）が、当該区域内の営業所・事務所で当該事業を行う場合、一定の要件を満たすプロ向けのベンチャー・ファンド（適格機関投資家等特例業務）について、金融商品取引業等に関する内閣府令において規定されているファンド監査要件を除外するための改正を行うもの。

具体的な内容については、（別紙２）を御参照ください。

２．公布・施行日等

本件に係る内閣府令は本日公布されており、令和８年４月22日（水曜）から施行されます。

３．その他

なお、金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第２条に規定する特例は、国家戦略特別区域会議が作成して内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域に係る区域計画に特定事業の実施主体として定められた者にのみ適用されることになります。

特定事業を実施しようとする事業者は、国家戦略特別区域会議が定める手続に従い、構成員公募への応募又は自己を当該特定事業の実施主体として加えるための申出を行う必要があります。構成員公募等が行われる場合には、以下のWebサイトで公表されます。

【内閣府ＨＰ：国家戦略特区　構成員等公募の状況】
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/koubo.html

相談・手続・採用情報
各種窓口のご案内
金融サービス利用者相談室
金融行政モニター
情報公開等
パブリックコメント
申請・届出・照会
オンライン行政手続
入札公告等
採用情報
金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。
新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

（別紙１）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙２）金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局市場課（庁内用3609、2639）

サイトマップ

金融庁について

報道・広報

政策・審議会

法令・指針等

金融機関情報

国際関係情報

アクセス

ＦＳＡ（広報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館

電話番号：03-3506-6000